

水上村議会臨時会会議録

令和7年10月6日（月）開会

水上村議会

令和7年第5回水上村議会臨時会会議録

令和7年10月6日

午後1時30分開会

於 議場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 財産の取得について
日程第4 継続審査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである（8名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 成尾和英君 | 2番 杉野貴文君 |
| 3番 小川恵君 | 4番 杉野久志君 |
| 5番 山崎隆浩君 | 6番 荒嶽晋君 |
| 7番 米本宗徳君 | 8番 那須良策君 |

3. 欠席議員（0名）

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 江崎邦臣君 総務課 加藤康君

5. 地方自治法第121条第1項の規定により事件説明のため出席した者の職氏名（9名）

村長 中嶽弘継君	教育長 原崇君
総務課長 田代浩章君	会計管理者 堤田江美子君
保健福祉課長 西本克幸君	税務住民課長 堤田江美子君
産業振興課長 田代浩幸君	建設課長 信國俊輔君
教育課長 幸野一樹君	地方創生推進課課長補佐 那須裕平君

開会 午後1時30分

-----○-----

○議長（那須良策君） 皆さん、こんにちは。

全員おそろいでございます。令和7年第5回水上村議会臨時会を開会します。

これより会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（那須良策君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 杉野貴文君、3番 小川恵さんを指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（那須良策君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期につきましては、本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

会期は、本日1日と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 議案第1号 財産の取得について

○議長（那須良策君） 日程第3 議案第1号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

幸野教育課長。

○教育課長（幸野一樹君） それでは、議案書の2ページをお願いいたします。議案第1号 財産の取得について御説明を申し上げます。

次のとおり、財産を取得することにつき、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますけれども、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び水上村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

取得財産につきましては、食器食缶洗浄機1台となっております。

取得の方法につきましては、地方自治法施行令第167条の2第5項による随意契約でございます。

取得金額は790万9,000円、消費税込みの額でございます。

取得の相手方は、熊本市東区尾ノ上1丁目44番19号、株式会社熊本アイホー、代表取締役田坂太一となっております。

今回、購入いたします食器食缶洗浄機につきましては、令和7年9月9日開会の第3回水上村議会定例会において、議案第8号、令和7年度水上村一般会計補正予算（第4号）で提案し、御可決いただいたもので、その折にも御説明申し上げておりましたけれども、現在の食器食缶洗浄機につきましては、設置から24年が経過しておりまして、経年劣化に伴います水漏れによりガスの不完全燃焼を起こしておりましたので、安全確保の面からも早急な機器の更新が不可欠であったため、地方自治法施行令第167条の2第5項、緊急の必要により競争入札に付することができないときに基づき、随意契約により購入するものでございまして、取得金額が790万9,000円となっており、水上村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に定めてあります700万円以上の動産の買入れとなりますので、今回、提案するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） 6番、荒嶽です。

この取得財産の食器食缶洗浄機1台、実は先ほど議員控室でちょっと話題になったんですが、流れていって洗って乾燥して収納するまでの一連の機械、一体型になっているのか、ちょっとお願いします。

○議長（那須良策君） 幸野教育課長。

○教育課長（幸野一樹君） はい、お答えいたします。

食器食缶洗浄機につきましては、現在使用している、食器、それから食材を入れる食缶ですね、それを自動で洗浄して、ベルトコンベアで流れていく、乾燥まで行うという機械となっております。

以上です。

○6番（荒嶽 晋君） 了解です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） この食器食缶洗浄機、1社、熊本アイホーということで、ほかの会社というのは考えられなかったのか。また、この相手が1社のみのそれ、手を挙げられたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（那須良策君） 幸野教育課長。

○教育課長（幸野一樹君） お答えいたします。

今回、緊急の必要によりということで、施行令の167条の2の5項を使いましたけれども、本来であれば1社でいいんですけども、一応金額が高いので、緊急を要するものではございましたけれども、3社から見積もりを徴取して、こちらから仕様書を示して、この仕様書に基づいて3社から見積もりを取りまして、最も安いところがこちらの熊本アイホーであったというところでございます。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。7番米本宗徳君。

○7番（米本宗徳君） はい、7番です。

これは設置する期日、設置日ですね。あとはこれを設置するに要する時間はどれぐらいかかるか教えてください。

○議長（那須良策君） 幸野教育課長。

○教育課長（幸野一樹君） はい、お答えいたします。

業者のほうに確認を取りまして、機械が受注生産ということで、注文してから2、3か月程度かかるということでございますので、遅くとも1月末までには設置できるところということで3社から見積もりを徴したところでございます。実際には冬休み期間中の工事を想定しているというところでございます。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第1号 財産の取得については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第4 継続審査申出書について

○議長（那須良策君） 日程第4 継続審査申出書についてを議題といたします。

別添のとおり、各委員会から閉会中の継続審査申出書が提出されております。
お諮りします。申し出のとおり継続審査としたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

各委員会から提出されておりました閉会中の継続審査申出については、申し出のとおり継続審査することに決定いたしました。

各委員会におかれましては、閉会中といえども審査いただきますようお願いいたします。

お諮りします。水上村議会委員会条例に基づく各常任委員会の所管事項について審議事件が生じたときは、各常任委員会に付託することにしたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

各常任委員会におかれましては、審議事件が生じたときは、閉会中といえども審議をお願いいたします。

本臨時会に付託された事件は全て終了しました。

これで令和7年第5回水上村議会臨時会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後1時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水上村議会議長

署名議員

署名議員

水上村議会会議録
令和7年第5回臨時会

令和7年10月発行

発行人 水上村議会議長 那須良策

編集人 水上村議会事務局長 江崎邦臣

作成 株式会社 アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
水上村議会事務局

〒868-0701 球磨郡水上村岩野90番地

電話(0966)44-0319